住所　福岡市博多区諸岡４丁目29番23号
張房雄　昭和18年12月14日生
住所　神戸市中央区磯辺通４丁目１番41―1001号
朴孝藏　昭和40年８月16日生
住所　神戸市長田区片山町５丁目11番24―210号
文博代　昭和58年６月３日生
住所　神戸市垂水区つつじが丘１丁目８番地19
金福順　昭和11年10月21日生
郭[illegible]孝　昭和40年１月21日生
住所　神戸市垂水区名谷町字入野765番地８
郭淑枝　昭和37年７月19日生
住所　神戸市北区有野町唐櫃3694番地259
金世薫　昭和45年10月３日生
金雅昭　昭和53年８月16日生
住所　兵庫県西宮市青葉台１丁目10番２号
李貞子　昭和25年12月28日生
金東実　昭和52年６月７日生
住所　兵庫県尼崎市猪名寺２丁目10番16号
孫琪　昭和58年９月15日生
住所　東京都豊島区池袋２丁目57番１号
関明哲　昭和53年６月５日生
住所　東京都足立区本木２丁目13番20号
白美子　昭和27年５月20日生
住所　東京都足立区島根４丁目３番13号
李行善　昭和55年１月22日生
住所　愛知県豊川市蔵子７丁目12番地14
崔総美　昭和59年３月25日生
住所　愛知県豊橋市賀茂町字大塚１番地11
張秀子　昭和46年９月19日生
金祐希　平成９年10月26日生
金里香　平成12年10月17日生
金洋輝　平成14年10月８日生
金和輝　平成16年９月14日生
住所　静岡県沼津市大岡2258番地５
金美代子　昭和36年２月27日生
住所　静岡県富士市五貫島47番地２
金玉淑　昭和34年１月10日生
住所　京都市西京区桂市ノ前町15番地１
李賢俊　昭和60年11月２日生

○外務省告示第四十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十五年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

記

中華人民共和国大使館周辺地域	
期　間	平成二十五年二月二十三日から平成二十六年二月二十二日まで
地　域	東京都港区　西麻布三丁目 元麻布二丁目 元麻布三丁目 南麻布五丁目（二番から十六番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法「昭和三十五年法律第百五号」第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道霞が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第四十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十五年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

記

アメリカ合衆国大使館周辺地域	
期　間	平成二十五年二月二十四日から平成二十六年二月二十三日まで
地　域	東京都港区　赤坂一丁目 赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで） 虎ノ門二丁目 虎ノ門三丁目（一番から七番まで） 虎ノ門四丁目（一番及び二番） 六本木一丁目（一番から三番まで及び十番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法「昭和三十五年法律第百五号」第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○農林水産省告示第四百六十一号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

二の表北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群の項診療施設名の欄中「北空知農業共済組合南区家畜診療所」を「北空知農業共済組合北空知家畜診療所」に改め、同項中「｜留萌地区農業共済組合幌延家畜診療所｜北海道天塩郡幌延町｜」を削り、「｜宗谷地区農業共済組合北部家畜診療所｜北海道天塩郡豊富町｜」を「｜宗谷地区農業共済組合北部家畜診療所｜北海道天塩郡幌延町｜」に、「｜オホーツク農業共済組合雄武家畜診療所｜北海道紋別郡雄武町｜」を「｜オホーツク農業共済組合雄武家畜診療所｜北海道紋別郡雄武町｜」に、「｜日高地区農業共済組合家畜診療センター｜北海道日高郡新ひだか町｜」を「｜日高地区農業共済組合東部家畜診療センター｜北海道日高郡新ひだか町｜」に改め、同表宮城県農業共済組合連合会家畜診療研修診療施設群の項中「｜宮城県農業共済組合連合会中央家畜診療センター｜宮城県大崎市｜」を削り、「｜宮城県農業共済組合連合会県北家畜診療センター｜宮城県登米市｜」を「｜宮城県農業共済組合連合会中央家畜診療センター｜宮城県登米市｜」に改め、同表千葉県農業共済組合連合会東部家畜診療所夷隅出張所｜千葉県香取市｜」を「｜千葉県農業共済組合連合会北部家畜診療所｜千葉県香取市｜」に改め、同表兵庫県農業共済組合連合会家畜臨床総合研修所臨床研修診療施設群の項中「｜兵庫県姫路市｜」を削り、「｜兵庫県農業共済組合連合会東播基幹家畜診療所丹波診療所｜兵庫県丹波市｜」を「｜兵庫県農業共済組合連合会東播基幹家畜診療所丹波診療所｜兵庫県丹波市｜」に改め、同表兵庫県農業共済組合連合会西播基幹家畜診療所｜兵庫県たつの市｜」を「｜兵庫県農業共済組合連合会西播基幹家畜診療所｜兵庫県たつの市｜」に改め、同表岡山県農業共済組合連合会北部基幹家畜診療所臨床研修診療施設群の項診